

議案第 6 号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成 2 5 年墨田区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部すみだ食育推進会議の項の次に次のように加える。

墨田区がん対策推進会議	がん対策の総合的な推進に係る検討に関すること。
-------------	-------------------------

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

墨田区がん対策基本方針に基づく各施策の推進について検討する墨田区がん対策推進会議を区長の附属機関として設置する必要がある。